

<催しにおける露店等の開設時の注意事項>

- 多数の者が集合する催しの露店等で、火気器具等を取扱う場合は、「露店等の開設届出書」を開設日の4日前までに消防署長へ提出すること。
- 火気器具等を取扱う露店等について、その露店等ごと（露店数2～3店で共同して準備可）にABC粉末10型消火器又は同等の能力を有する消火器（家庭用、エアゾール式は対象外）を準備し、取扱いについて習熟しておくこと。

- 火気器具等を取扱う場合の厳守事項

- 1 電気コンセントの**タコ足配線**はしないこと。
- 2 照明器具の照射部分に**可燃物を接近**させないこと。
- 3 液化石油ガスの使用について
 - ・ ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない**通気性の良い場所**に設置するとともに、チェーン、砂のう等で**転倒防止**の策を講じること。
 - ・ ゴムホースは、適正な長さでひび割れ等の**劣化のない専用**のものを使用するとともに、火気器具等と**確実に接続**し、ホースバンドで固定すること。
- 4 火気器具等の周囲には可燃物を放置せず、常に**整理整頓**を心がけること。
- 5 調理用、暖房用、発電機用等、露店及びその周辺で使用する燃料の取扱いは、細心の注意を払い厳重に管理すること。
 - ・ 燃料を容器で貯蔵し取扱う場合は、**火気との安全な距離**を保つこと。
 - ・ **可燃性蒸気、静電気**による火災発生に注意すること。
 - ・ 燃料を補給する場合は、**機械を停止**する等安全に配慮すること。
- 6 **喫煙管理**を徹底すること。
- 7 万が一、火災等を発生させた場合は、**初期消火**に努めるとともに消防署へ**通報**すること。



火事・救急は

※届出や消火器の準備でご不明の点がございましたら下記まで問い合わせください。

□真庭市消防本部・真庭消防署 TEL0867-42-1190 □蒜山分署 TEL0867-66-2119

□湯原分署 TEL0867-62-2119 □美新分署 TEL0867-56-2119 □北房分署 TEL0866-52-2061

福知山市花火大会火災を踏まえた イベント会場等におけるガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

《ガソリンの特性》

- ・ 引火点は -40°C 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ 揮発しやすく、その蒸気は空気より約3～4倍重いので、滞留しやすく可燃性の雰囲気は広範囲に形成されやすい。
- ・ 電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい。

《貯蔵・取扱い時の留意事項》

- ・ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いない。例えばガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- ・ 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接おこなう静電気の蓄積を防ぐ必要があります。また、消火器を必ず準備しましょう。
- ・ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気は高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすることが必要です。特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- ・ 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払いましょう。万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入の制限等が必要です。衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の石けんで洗い流しましょう。
- ・ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

(消防庁ホームページより)